

伊達市に居住する申立人が、旧警戒区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、勤務先の指示により県外の別の工場への転勤及びそれに伴う単身赴任を余儀なくされたとして、住居費、生活費増加費用等の就労不能等に伴う追加的費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

中間指針に基づく就労不能等に伴う追加的費用

- (1) 住居費
- (2) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- (3) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- (4) 面会交通費
- (5) 帰宅費用
- (6) 引越費用
- (7) 一時立入費用

2 期間

- (1) 前項（1）ないし（6）について
自：平成23年3月11日
至：平成24年7月末日
- (2) 前項（7）について
自：平成23年3月11日
至：平成24年5月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金1,322,077円の支払義務があることを認める。
(内訳)

中間指針に基づく就労不能等に伴う追加的費用

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 住居費 | 153,400円 |
| (2) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） | 420,000円 |
| (3) 生活費増加費用（家財道具購入費用） | 130,000円 |
| (4) 面会交通費 | 553,903円 |

(5) 帰宅費用	7, 797円
(6) 引越費用	53, 994円
(7) 一時立入費用	2, 983円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の1項記載の損害項目（同2項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1の1項（4）記載の損害項目及び同2項記載の期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月12日

(仲介委員 櫻井滋規)